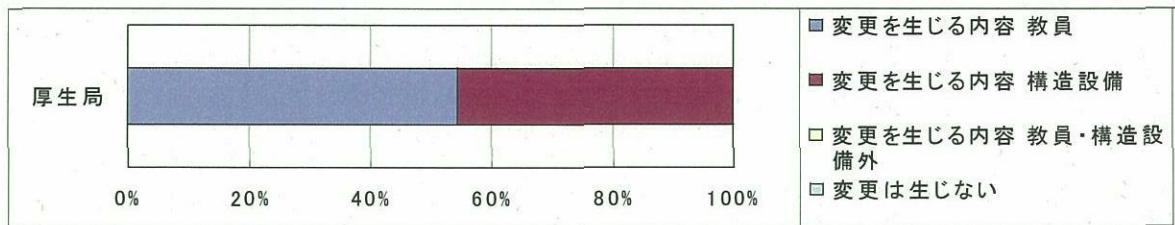


4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認

(1) 教員又は構造設備の変更状況

① 厚生局の状況

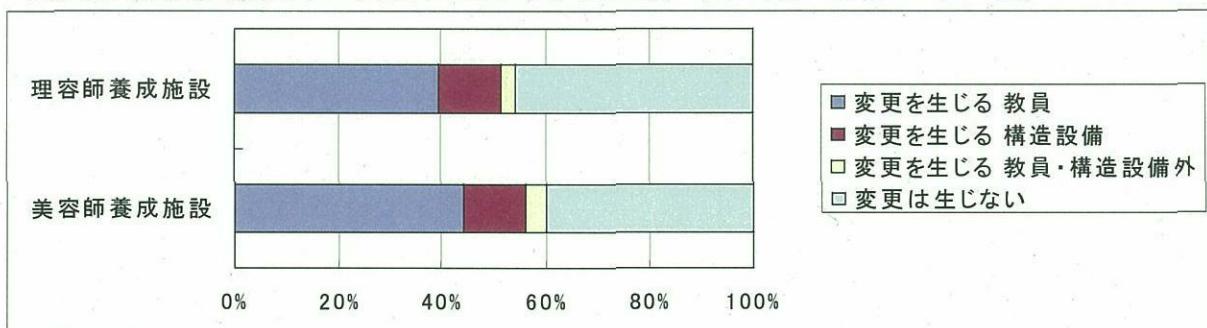
定員数を減じた場合において、「教員に変更を生じる」と回答した厚生局は6件(75.0%)、「構造設備に変更が生じる」と回答した厚生局は5件(62.5%)となっている。



② 養成施設の状況

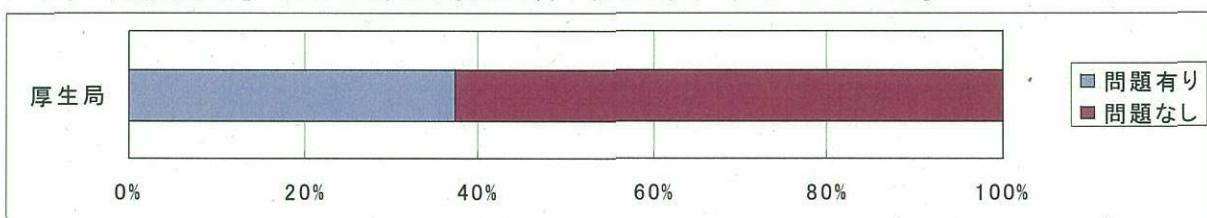
定員数を減じた場合において、「教員又は構造設備等に変更を生じる」は196件(55.2%)、「教員又は構造設備等に変更を生じない」とした養成施設は159件(44.8%)となっている。

また、「教員又は構造設備等に変更を生じる」とした196件のうち、「教員に変更を生じる」は162件(82.7%)、「構造設備に変更を生じる」は46件(23.5%)、「教員又は構造設備以外に変更を生じる」は13件(6.6%)となっている。



(2) 届出とした場合の問題点

定員を減ずる場合について、厚生労働大臣の承認から届出とした場合の問題点について、「問題あり」とした厚生局は3件(37.5%)となっている。



なお、「問題あり」とした厚生局3件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

厚生局
○都道府県が把握していないことは問題と思われる
○厚生局の大幅な増員が必要となる
○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される
○厚生局では理容師・美容師養成施設以外の養成施設も担当しており、他の課程と横断的に検討する必要がある